

市営住宅に係る下水道使用料の未賦課について

平成 26 年 12 月 3 日

上下水道局・建設部

1 概要

上下水道局が実施した水洗化促進調査の過程で、市営住宅入居者の一部について、下水道使用料が賦課されず、徴収していなかったことが判明しましたので報告します。

2 対象住宅及び下水道使用料額等

(1) 市営住宅の名称 市営夏間木第 1 団地 玉山区好摩字夏間木 70-154

(2) 対象世帯 21 世帯

(3) 未賦課下水道使用料 総額 1,346,535 円

(平成 24 年 3 月 1 日入居開始。入居期間により最高額 196,580 円、最低額 32,255 円)

3 原因等

下水道の使用にあたっては、下水道使用者が上下水道事業管理者に対して、「排水設備等工事完了届」及び「下水道使用開始届」を提出することが必要であり（市下水道条例第 10 条、同条例施行規程第 13 条）、下水道工事施工業者が通常その代行を行っています。

本件は、平成 22 年 4 月 1 日の上下水道事業組織統合の際に、事務の効率性に配慮し届出様式の変更を行ったなかで、下水道工事施工業者から「排水設備等工事完了届」の提出はありましたが、「下水道使用開始届」の提出がなかったことから、下水道使用料が賦課されずに未徴収に至ったものであります。また、上下水道局及び建設部において、当該届出に関する連携、確認も十分ではなかったことにより生じたものです。

4 今後の対応

対象世帯に対しまして、これまでの経過を説明し、下水道を使用開始した日からの下水道使用料の納付をお願いしてまいります。遡及して納付いただく下水道使用料につきましては、個別に相談を行いながら、分割による納付方法により無理のない納付をお願いしてまいります。

なお、平成 25 年 4 月から「排水設備等工事完了届」及び「下水道使用開始届」の様式を統一し、水道使用開始と同時に下水道使用料を賦課しており、同様の事案を防ぐ事務処理を行っています。また、関係部等との連携や情報の共有を図り、各種届出に遺漏がないよう事務処理を行ってまいります。